

第 36 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 1、会社の体制及び方針
- 2、連結計算書類の連結注記表
- 3、計算書類の個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、
当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供して
おります。

ZOOM[®]

株式会社ズーム

会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

1. 当社は、各取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保管及び管理する。
2. 当社の取締役及び監査等委員は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

② 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会は、コンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害対応、品質、輸出管理等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
2. 当社及び当社子会社の事業経営に関連して生じうる損失の危険、例えば主要な取引契約や法的措置に関連して生ずる損失については、「経営会議」において議題として設け、必要に応じて損失の危険に繋がる要素を回避する方策を決定する場とする。
3. 内部監査担当は、各部門（当社子会社を含む）のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、取締役会において定期的なリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

③ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、連結ベースの中長期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
2. 各部門においては、「業務分掌・職務権限規程」及び「組織規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 2. 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌・職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 3. コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査等委員に対して報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 4. 代表取締役直轄の内部監査担当を設置し、各部門及び子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとする。
 5. 社会の秩序を乱し安全を脅かす反社会的勢力との関係を一切遮断し、毅然とした態度を以って対応に臨み、健全な企業経営に努める。そのために、反社会的勢力への対応や方針を社内的に整備し、警察や法律専門家等の社外機関との連携を図る。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当企業集団」という。）における業務の適正を確保するための体制
1. 当企業集団の経営については「関係会社管理規程」に基づき、コンプライアンス遵守状況等に係る報告等を適宜受け、啓発できる体制を構築する。
 2. 当企業集団との利益相反取引については、可及的に市場価格での取引とし、当社の利益を損ねない方策を講じる。
- ⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
1. 監査等委員は、アドミニストレーションディヴィジョン所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。

2. 指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制

1. 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書類等の重要な文書を閲覧し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
2. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
3. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。

⑧ 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当企業集団の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行う事を禁止し、その旨を当企業集団の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。

2. 監査等委員は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
3. 監査等委員は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社及び当社子会社においてコンプライアンスを重視した経営を行っていくため、弁護士資格を持つ法務担当責任者主導のもと、コンプライアンス研修の実施及び内部監査におけるコンプライアンスチェックの強化等により、全社でコンプライアンスの強化に取り組んでおります。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社及び当社子会社で把握されたリスク情報については、週次で開催される経営会議にて内容が報告され、必要に応じて対応策が検討されております。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題と認識しており、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元に努めることとしております。具体的には、配当性向30%前後を目安に安定的な配当を実施する方針としており、この方針のもと、当事業年度の年間配当金は1株当たり43円の配当を予定しております。

なお、当社は、期末の年1回において剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、毎年6月30日の基準日をもって、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

ZOOM HK LTD、Mogar Music S.p.A.

当連結会計年度において、Mogar Music S.p.A.の株式を取得し、また、同社の第三者割当増資を引き受けたことにより、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

東莞滋韵電子楽器技術諮詢有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

会社等の名称

ZOOM UK Distribution LTD、ZOOM North America LLC

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

会社等の名称

(非連結子会社)

東莞滋韵電子楽器技術諮詢有限公司

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～24年

機械装置及び運搬具 4年

工具、器具及び備品 2年～10年

② 無形固定資産

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 10年

ソフトウェア（自社利用） 5年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品販売後に発生する製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

② 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「未収入金」は294,410千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 1,042,386千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	2,297,412	—	—	2,297,412
自己株式				
普通株式（株）	42,083	23	24,600	17,506

(注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年3月29日 定時株主総会	普通株式	90,213	40	2017年12月31日	2018年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年3月26日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当額 の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月26日 定時株主総会	普通 株式	98,035	利益 剰余金	43	2018年12月31日	2019年3月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 68,400株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、新製品の開発事業を行うための研究開発計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は取引先の信用リスクに晒されており、外貨建ての売掛金及び未収入金については為替の変動リスクに晒されております。

貸付金は貸付先の信用リスクに晒されており、外貨建ての貸付金については為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。その一部には商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は金利の変動リスクに晒されており、外貨建ての借入金については為替の変動リスクに晒されております。借入金の使途は、主として運転資金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の債務不履行等に関するリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い債権管理を行うこととし、セールスグループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社につきましても与信管理規程に準じた同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

当社は、ドル建ての資産と負債がなるべく同水準になるよう調整することにより、為替リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経理担当者が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2. を参照ください）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,942,413	2,942,413	—
(2) 売掛金	1,161,872		
貸倒引当金 (※)	△32,030		
	1,129,841	1,129,841	—
(3) 未収入金	460,269	460,269	—
(4) 長期貸付金	25,391	26,373	982
資産計	4,557,915	4,558,897	982
(1) 買掛金	1,336,950	1,336,950	—
(2) 短期借入金	1,174,694	1,174,694	—
(3) 未払法人税等	41,905	41,905	—
(4) 長期借入金	4,009	4,036	27
負債計	2,557,560	2,557,587	27

(※) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに (3) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、並びに (3) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2018年12月31日
非上場株式	311,527

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 2,075円82銭

1 株当たり当期純利益 140円31銭

(企業結合等に関する注記)

当社は、2018年4月20日開催の取締役会において、Mogar Music S.p.A.の株式を取得し、また、同社の第三者割当増資を引き受けることにより、当社の連結子会社とすることを決議するとともに、同日付で株式譲渡契約及び第三者割当増資引受契約を締結し、2018年4月26日付で取得及び増資の手続きを完了しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Mogar Music S.p.A.

事業の内容 音楽機器販売事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、南ヨーロッパにおける当社製品の販売体制を強化するため、当社のイタリア及びフランスの販売代理店であり、南ヨーロッパ地区における楽器/音響機器業界の有力な販売代理店であるMogar Music S.p.A.の議決権を51%取得し、子会社といたしました。

(3) 企業結合日

2018年4月26日 (みなし取得日 2018年6月30日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得 (第三者割当増資の引受を含む)

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

51.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2018年6月30日をみなし取得日としているため、2018年7月1日から2018年12月31日までの期間の業績を連結損益計算書に含めております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	248,824千円 (1,870千ユーロ)
取得原価		248,824千円 (1,870千ユーロ)

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 22,079千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん
191,079千円 (1,493千ユーロ)

(2) 発生原因
主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間
10年間の均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,276,102	千円
固定資産	52,387	千円
資産合計	1,328,490	千円
流動負債	1,067,667	千円
固定負債	166,304	千円
負債合計	1,233,972	千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
概算額の合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～24年

機械及び装置 4年

工具、器具及び備品 2年～10年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年（社内における利用可能期間）

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品販売後に発生する製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく見込額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「未収入金」は11,909千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	945,345千円
2. 保証債務	
Mogar Music S.p.A.の下記の取引に関する債務保証	
金融機関からの借入	304,800千円
信用状(L/C)取引	35,484千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	555,413千円
短期金銭債務	2,536千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,139,123千円

仕入高 1,799,856千円

販売費及び一般管理費 169,516千円

営業取引以外の取引による取引高 105,792千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 17,506株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損 13,464千円

税務売上認識額 12,554

製品保証引当金 11,554

賞与引当金 7,981

未払事業税 3,575

その他 4,300

繰延税金資産合計 53,432

繰延税金負債

その他 123

繰延税金負債合計 123

繰延税金資産純額 53,309

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末 残高
子会社	ZOOM HK LTD	所有 直接100%	当社製品の購入等 役員の兼務	製品の購入(注1)	1,799,856	買掛金	—
	Mogar Music S.p.A.	所有 直接51%	当社製品の販売 債務保証 役員の兼務	製品の販売(注1)	233,326	売掛金	126,343
				債務保証(注2)	340,284	—	—
関連会社	ZOOM North America LLC	所有 直接33%	当社製品の販売 配当の受取 役員の兼務	製品の販売(注1)	2,431,836	売掛金	271,759
				配当の受取(注3)	103,539	—	—
	ZOOM UK Distribution LTD	所有 直接33%	当社製品の販売	製品の販売(注1)	473,960	売掛金	152,374

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場実勢を勘案して当社の希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. Mogar Music S.p.A.の金融機関からの借入金及び信用状に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。
3. 配当については、利益剰余金の範囲内で一定の基準に基づき合理的に決定しております。
4. 上記金額には消費税等が含まれておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,807円18銭
1 株当たり当期純利益	132円31銭

(企業結合等に関する注記)

連結注記表の「企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。